(設置)

第1条 学習院大学(以下「本学」という。)に、障害学生支援連絡会(以下「支援連絡会」 という。)を置く。

(目的)

第2条 支援連絡会は、本学における障害のある学生への教育上及び学生生活上の支援の ための基本的な対応方針、関係部署の連絡調整並びに障害のある学生に対する指導・助 言に関して協議することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能に障害があることにより、入学後の教育上及び学生生活上制限を受ける状態にある者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学がその必要性を認めたものをいう。

(組織)

- 第4条 支援連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 学生センター部長
 - 二 学長室経営企画課長
 - 三 学長室保健センター課長
 - 四 アドミッションセンター課長
 - 五 学生センター教務課長
 - 六 学生センター学生課長
 - 七 キャリアセンター課長
 - 八 大学図書館情報サービス課長
 - 九 法学部・経済学部図書センター課長
 - 十 施設部施設課長
 - 十一 その他議長が必要と認めた者

(議長)

第5条 学生センター部長は、支援連絡会を招集し、その議長となる。 (事務)

第6条 支援連絡会に関する事務は、学生センター学生課が担当する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、支援連絡会の発議に基づき、学生委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。